令和7年度 「公衆浴場衛生基準等に関する条例」及び 「旅館業法施行条例」に係る 浴場設備等実態調査 調査票

以下の①~③のいずれかの方法により回答※をお願いします。

①スマホの場合 右の二次元コードを読み込んで回答。



②パソコンの場合

以下の「URL」で検索または「和歌山県 生活衛生課 HP」からアクセスして回答。

[URL]

https://prefwakayama.form.kintoneapp.com/public/073aa5993536f9ab720c1a2aea1b1f0e3af3d63304e6f99a41b298d3d4ae393b

【和歌山県 生活衛生課HP】

和歌山県 生活衛生課



③郵送や持参等の場合 紙の調査票へ記入し、管轄の保健所へ郵送や持参 等により提出。

※回答頂いた内容で、確認をさせていただく場合がございますので、控えを保存いた だくようお願いします。

①、②の方法で回答頂く場合は、記入された「メールアドレス」あてに回答結果が送信されますので、そちらをご活用ください。また、迷惑メール対策の設定をしている場合は、『autoreply@kintoneapp.com』からのメールが届くよう設定をお願いします。



令和7年度 公衆浴場条例及び旅館条例に係る浴場設備等実態調査 調査票

TJ / U / + /					1	沙耳示	
許可種別	公衆浴場 旅館業	□ 一般公衆浴場 □ 旅館・ホテル	□ その他公衆 □ 簡易宿所	芝冶 场		E取得している場合は、あで :ック☑してください。	てはまるも
施設名	NI NACO	L MIND THE	— 15.3.2				
施設所在地					管轄保健所		保健所
施設電話番号		施設FAX番	号			•	
メールアドレス			·		←回答した内	容がメールで送信され	ます。
施設内の浴槽数							
記入日		記入者名					
該当する項	目の口にチェッ	ク☑し、矢印の指	示に従って数	値や清掃頻度	などを記入し	して下さい。	
1.設備の	南生管理						
O 0 + 1 = 1 = 1		(1)設定温度	□ 60℃以上	□ 60℃未満		【条例】通常の使用状態に	【条例】通常の使用状態において60℃
①貯湯槽	□ 有 → → →	(2)最大使用時の温度	□ 55℃以上			以上に保つとともに、最大いても55℃以上に保つこ	使用時にお
	1	(1) (0) 01) ±10 t				\neg	
	□無	(1)、(2)のいずれか)一つでも余例に				
			※貯湯槽内の 湯水の消毒	□ 行っている□ 行っていな		【条例】条例に定める派 ない場合、貯湯槽内の派 を行うこと	
					.V 1	を打りこと	
		生物膜の状況の監 視、清掃・消毒	□ 定期的に行□ 定期的に行			【条例】定期的に監視、 毒を行うこと	清掃•消
			一 年っている				
		設備の破損等の確認及 び温度計の性能の確認				【条例】設備の破損等の び温度計の性能の確認を	
			11 7 CV 1/0	KU 1			
		と循環式浴槽の両方	を設置 ➡	非循環式浴槽と循	 環式浴槽の両方の	の項目にチェック図してくだ	さい。
			□ 毎日実施し		3721		
	山 非循環式	浴槽の完全換水	□毎日実施し			【条例】毎日完全に換え	kすること
	浴槽 →		□毎日実施し				
		浴槽の清掃	□ 毎日実施し			【条例】毎日清掃するで	تح
			□ 1调問に1[回以上実施して	いろ		
	循環式	- 「浴槽の完全換水 一			【条例】1週間に1回以 換水すること	上元主に	
	浴槽 ━━		_	回以上実施して			/ト湾掃す
		浴槽の清掃	_ □ 1週間に1[回以上実施して	いない	ること	VT/HJIIP J
	□無						
のよいまし			- 1/EBICA1				
③水位計に 通じる配管	□ 有 ————	生物膜の除去	_	回以上実施して 回以上実施して	_	【条例】1週間に1回以を除去すること	人上生物膜
	□無			<u> </u>	01/201		
	— ////						
~: -	-	シャワーの通水	_	回以上実施して		【条例】1週間に1回以ること	<u> </u>
④シャワー	□ 有 ————			回以上実施して		_	
		シャワーヘッドと ホースの点検	I_	回以上実施して 回以上実施して		【条例】6か月に1回以 ること	上点検す
	□無	シャワーヘッドと		以上実施してい			·바·점 2M
	— ////	ホースの内部の 洗浄・消毒	I_	以上実施してい		【条例】1年に1回以上 毒すること	. 冼净、
		7073 713-3					
⑤オーバーフ ロー還水管及	□ 有 	清掃◆消毒	□ 定期的に行	_{ずっている}		【条例】内部の清掃、消	肖毒を定期
び回収槽		周市·四 四	□ 定期的に行	うっていない		的に行うこと	
	□無						
 ⑥調節箱	□有 ━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	生物膜の状況の監	□ 定期的に行			【条例】生物膜の状況を	にほと妇 Ⅰ,
		視、清掃・消毒	 □ 定期的に行	うっていない		定期的に清掃・消毒を行うこと	
	□無					enced	

⑦気泡 発生装置	□有━━━	・ 清掃・消毒	□ 定期的に行っている	【条例】定期的に清掃、消毒を行				
尤工衣追 		□ 定期的に行っていない		うこと				
	□ 無 	□ 無						
8ろ過器	□有 ———	マロロの光光海	□ 1週間に1回以上実施している	【条例】1週間に1回以上逆洗浄				
<u>※循環式</u> 浴槽のみ	۴	ろ過器の逆洗浄	□ 1週間に1回以上実施していない	して汚れを排出すること				
/ <u>DTBV</u>		ろ過器の生物膜の状況の点検、除去・消	□ 1年に1回程度実施している	【条例】1年に1回程度は生物膜 の点検、除去・消毒すること				
	□無	毒	□ 1年に1回程度実施していない	-				
		浴槽水がある時の ろ過器の作動状況	□ 常に作動させている□ 常に作動させていない	【条例】浴槽水がある時は、ろ過器を常に作動させること				
⑨集毛器	□有 ━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	/ ************************************	□ 毎日行っている	【条例】毎日清掃、消毒を行うこ				
<u>※循環式</u> 浴槽のみ	*	清掃•消毒	□ 毎日行っていない	E GENERAL MARCHINE				
<u>/D180707</u>	□無							
①循環配管	□有 ━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	生物膜の状況の点	□ 1年に1回程度行っている	【条例】1年に1回程度は生物膜				
<u>※循環式</u> 浴槽のみ		検、除去・消毒	□ 1年に1回程度行っていない	の点検、除去・消毒を行うこと				
	□無							
⑪消毒装置	□有 ━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	-	□ 行っている	【条例】維持管理を適切に行うこ				
	 · ,	維持管理	□ 行っていない	と				
	□無							
2. 水質	<u>検査</u>							
⑫ 原湯	□ 水道水							
原水	□水道水		□ 1年に1回以上行っている	【条例】1年に1回以上水質検査				
上がり用湯 上がり用水	以外	水質検査	□ 1年に1回以上行っていない	を行うこと				
		水質検査結果の	□ 3年間保管している	【条例】3年間保管すること				
		保管期間	□ 3年間保管していない					
		直近の水質検査 実施年月日	令和 年 月 日					
		直近のレジオネラ 属菌検査結果※	() cfu/100mL	【規則】10cfu/100mL未満				
			】 易・上がり用水が複数ある場合は、検査対象をすべて検査し 数の値が最も大きかったものについて記入してください。					
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
③浴槽水	-							
客が入れ替わるごとに	している			7				
完全換水 および 清掃・消毒	□ して いない →	治槽の使用頻度	□ 浴槽を連日使用している→下の①を記入□ 浴槽を連日使用していない→下の②を記入					
		①浴槽水の水質検査 (浴槽を連日使用してい	□ 1年に2回以上行っている	【条例】(連日使用している浴槽水)1年に2回以上水質検査を行				
		る場合のみ記入)	□ 1年に2回以上行っていない	うこと				
		②浴槽水の水質検査 (浴槽を <u>連日使用してい</u> ない場合のみ記入)	□ 1年に1回以上行っている □ 1年に1回以上行っていない	【条例】(連日使用していない浴槽水)1年に1回以上水質検査を				
				行うこと				
		水質検査結果の 保管期間	□ 3年間保管している □ 3年間保管していない	【条例】3年間保管すること				
]				
		直近の水質検査 実施年月日	令和 年 月 日					
		直近のレジオネラ 属菌検査結果※	() cfu/100mL	【規則】10cfu/100mL未満				
		※浴槽が複数ある場合は、 大きかった浴槽について	すべての浴槽を検査した結果のうち、検出菌数の値が最も 記入してください。					

3.浴槽水の衛生管理

値 浴槽水の	3つの項目のうち該当する項目にチェック図し、矢印の指示に従って回答してください。										
種類	□水道	水道水						浴槽水の消毒が必要です。 14-2 に回答してください			
	ا کار	- 浴槽水の	かつ客が入れ替わるご D完全換水および清 テっている					浴槽水の消毒は不要です。 (15)に進んでください。			
	□水道	重水以外()				浴槽水の消毒が必 (4)−2 に回答して			
 ⑭-2 浴槽水の 消毒	 実が てい	™ Na →	消毒 装置	□有 →→	毒装	曹水がある時の消 表置の作動状況 5環式浴槽のみ記入	-	 3 常に作動させて 3 常に作動させて		【条例】浴槽水がある時は、消毒 装置を常に作動させること	
		→	塩素系	の消毒方法		塩素系薬剤 紫外線 オゾン モノクロラミ その他(ろ過器に入る	ミン)	【条例】塩素系薬剤を使用して消毒すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件によりこれにより難い場合には、他の適切な措置を講すること 【条例】塩素系薬剤は、浴槽水がろ過器内に入る直前に投入するこ	
			※循環式	^{浴槽のみ記入} よび濃度測定		その他()		と	
		L		留塩素濃度	() r	ng,	/L		【規則】遊離残留塩素濃度は通常 O.4mg/L程度であること	
			遊離残 (最大	 留塩素濃度)	() r	ng,	/L		【規則】遊離残留塩素濃度は最大 1mg/Lを超えないこと	
				素のモノク ンの濃度	() r	ng,	/L		【規則】結合塩素のモノクロラミンの濃度が3mg/L程度であること	
			濃度測	 定	_	毎日実施して 毎日実施して				【条例】浴槽水中の残留塩素濃度 を毎日測定すること	
			濃度測 保管期	定記録簿の 間	_	3年間保管し				【条例】3年間保管すること	
	ロ 実が いた	重して 引い									
⑩ 自主管理 手引書及び 点検表	□有□無									【条例】営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成すること	
掲載して	おりま	すので、	<u>作成し</u>	ていない場	合に	D歌山県 生活 は それらを活 に掲載して	拥	f生課HPに参考 <u>して作成をお願</u> ます。	様式を いいた	<u>します。</u>	
和歌山県 https://v				a.lg.jp/pref	Fg/(D31600/d	Į į	0220964.htm 	ードから	1	